

すすちゃん

作・たじい 絵・アルミ



新年に集まった時—



母がいつもより奮発してくれました♡



何かあつた時は頼むわよ!!



生前に贈与すればと悔やまれる...

金額の大小ではありません！
相手が嬉しいと思う...きょうが大事!!

感謝の気持ちがあるからこそ、助けたいという気持ちになるものです。今後の関係をより良いものにするために、生前贈与...一度考えてみませんか?



終活くらぶ

かわら版 《第16号》
発行所: 相続手続支援センター 静岡
発行日: 平成30年 1月 1日
〒410-0022 沼津市大岡877-6
TEL 0120-39-7840
H.P. http://www.souzoku-shizuoka.jp/

贈与とは 恩着せがましくあげるもの

2018 1/1号
次号は 4/1発行

特集! いずれは子供の手に渡るであろう、自分の財産を気持ち良く受け継いでもらうためには—。

せっかくあげる資産なら「活かす資産」にしませんか?

「相続」と「贈与」では大きな違いが!

与える時期やタイミングによって相手の気持ちが大きく変わります!

4コマ漫画のように、元 気なうちに財産を渡すこと を「贈与」「生前贈与」と言い ます。

年末年始は親族が顔を合 わせる機会が増えるので、

年間を通じて贈与に関する問い合わせが増えます。贈与したいものが現金なのか土地なのか、1度であげるのか、毎年あげるのか... そうです、贈与とひとこと言ってもいろいろ異なる方法があるのです。

例えば、1年間に110万円までは税金をかけない「暦年贈与」、自宅を購入する際の資金援助として「住宅取得資金の贈与」などが代表例です。



贈与にはいろいろな方法がありますが、「財産をあげる人」と「財産をもらう人」が必ずいます。

「財産をあげる人」は、

相手に財産をあげる前に、①いつ、②何のために、③何をあげるか、きちんと話を聞いて、納得したうえであげることをおすすめします。

親子・夫婦間でも簡単な契約書を交わし、現金の場合は手渡しではなく金融機関の口座に振込をして証拠を残しておくといいでしょう。

「財産をもらう人」は、

①いつ、②誰から、③何をもらったか、によって翌年2月に贈与税の申告が必要

相続 → あたりまえ。

贈与 → ありがたい。

なることがありません。期間限定の贈与や贈与金額の上限もありますので、事前に調べ、わからない場合は税務署に聞きに行くといでしょう。

私たちは現場で多くのご家庭を見てきました。天国に旅立ったあとに財産をもらう「相続」と、元気なうちに直接財産をもらう「贈与」との大きな違いをみてきました。相続でもらうものはあたりまえで、感謝の気持ちもありません。財産争いも増えていきます。対して贈与のほうはと言いますと親、子、孫など『いい関係を築ききつかけ』になっているように思えます。

人生100年と言われる時代です。100歳の親が亡くなり、相続する子供が70歳代。仮に「70歳代に相続でもらう200万円」と、生活に追われている「40歳代に贈与でもらう200万円」では、どちらがありがたいでしょうか。どちらが感謝されるでしょうか。必ずしも大きなまとまった金額でなくていいのです、少額で構わないのです。子供や孫たちは、気持ちが嬉しいのです。

相続で結局「子供に行くお金」を、元気なうちに贈与をして「活かすお金」にしていくことを、私たち相続手続支援センターはおすすめます。

しいのです。仏壇に向かってではなく、直接顔を見てお礼もできますし、背中の丸くなった両親、祖母の手助けをしたいという気持ちになるのです。

Seminar Report

12月8日 満員御礼!

『今年の悩み 今年のうちに』

セミナー開催しました!!

In Numazu

12月8日、プラサヴェルデにて相続漫才・相続漫談付きセミナーを開催しました。



当日は30代~80代までの幅広い年齢層の、46名の方にご参加いただきました。

前半は山田と田島が夫婦漫才のごとく掛け合いをする相続漫才、そして小林が相続漫談を披露いたしました。後半の山田による相続セミナーでは、今年開催したセミナー内容を振り返りながら、相続について学んでいただきました。

参加者の皆さまからは「とても楽しく拝見しました」「笑いながら勉強させてもらいました」等のご感想をいただき、相続漫才・漫談付きセミナーは終始大盛り上がりでした。



師走のお忙しい中、ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。

新年のご挨拶

2018年がスタートしました。

しかし、一年が経つのはアツと言う間ですね。

昨年もセンター長として同様に新年の挨拶を書かせて頂きましたが、
つい先日のことの様に感じてしまいます。

また昨年は公私共に、本当に様々な事がありました。詳しくは今後のセミナー等で
小ネタで紹介していきたいと思いますが・・・。

そしてセミナーと言えば、昨年は沼津で6回、静岡で6回と
年12回開催してきました。

とくに年末に開催した相続漫才と相続漫談は今年の締めくくりとして
皆様に大いに楽しんで頂けたかと思えます。



さてさて、今年はどんな一年になるのでしょうか？



今年の干支の「戌（いぬ）」同様に、スタッフ一同皆様から親しまれる存在であり続けたいと思います。

もちろん今年もこれまでと変わらず、お客様目線を第一に、

皆様の相続に関するお悩みを解決していきたいと思っております。

今年も皆さんにとっても素晴らしい年になりますよう、

相続手続支援センター静岡もこの終活くらぶやセミナーを通して、皆様が幸せになる情報を提供していきたいと思えます。

今年もどうぞ宜しくお願い致します。

相続手続支援センター静岡
センター長 山田憲義



【相続手続支援センター】セミナー報告 in 静岡

まず前半に、専任相談員の大澤が相続税申告の基

ン形式でお話頂きました。

招きし、現場を知る者にし

か分からない相続税申告の

実態を、公開トークセッション

形式でお話頂きました。

タッフの八木貴大さんをお

洋生先生と、その頼れるス

タッフの八木貴大さんをお

招きし、現場を知る者にし

か分からない相続税申告の

実態を、公開トークセッション

形式でお話頂きました。

相続税申告

『ココだけの話』セミナーを 開催しました！

現場を知るからこそできる
アドバイスが大好評！



基礎知識をお客様にお伝え
しました。後半は大澤がナビ
ゲーターとなって、笠原先
生と八木さんにお客様の前
でインタビューを行うとい
う流れです。

以下は先生へのご質問の
一例です。「税理士の先生に
対して、どこまで正直に話
せばいいですか？」「税理士
によって、相続税の支払額
が変わるって本当ですか？」
「税務署の調査ってどんなこ
とを訊かれるんですか？」
「相続税を少しでも減らすた
め、何か良い方法はありま
せんか？」「円満な相続を迎
えるために、重要だと思っ
てはありますか？」・・・等々
ことは何ですか？・・・等々
日頃大澤がお客様からよく
尋ねられるご質問を中心に、
8つのテーマでお話頂きま
した。

なかでも印象的だったの
が、税務調査の立会いの際
はお客様の資産の範囲を巡
り、ときには税務署の職員
の方とやり合う!? ことも
あるというお話です。税理
士というデスクワーク中



心のイメージでしたが、緊
張感で一杯の税務調査のと
きは、全力でお客様のサポー
トを行うという力強い先生
のお言葉に、感銘を受けた
方も多かったと思います。
お客様からはお蔭様で、
「大変分かりやすかった」「素
晴らしかった」「参考になっ
た」というアンケートのご
回答を数多く頂くことがで
きました。コメントでは、「税
理士によって相続税申告書
の内容は違うということが
分かりました」「今回のセミ
ナーは形式を変えて、より
実践的で面白かったと思っ
ます」等々、嬉しいお言葉
を頂戴しています。

来年も新しい形式のセミ
ナーを積極的に企画してい
きたいと思えますので、ど
うぞお楽しみに!!

がんばれ！相続手続き 相談員の独り言。

あけましておめでとうございます。本年もよろしく
お願い致します m()m。

今年の干支は「戌」ですね。ペットで犬を飼
われている方もたくさんいらっしゃると思います。
かつてアメリカで、飼い主である大富豪から
約200万ドルの遺産を相続した犬がいたそう
です。アメリカでは州によって異なりますが、多
くの州でペットに一定の財産を相続させるため
の制度が法律によって定められています。遺
言信託の形をとるようですが、ペットに遺産を
相続させることも認められているとのこと
です。少子化の進む日本でも、ペットにご自身
の遺産を遺したいと思っている方がいるかもし
ないですが、日本の民法では、相続や遺贈を
受けることができるのは、「人」に限られてい
ます。仮に、ペットに財産の全部または一部を
相続させるというような遺言を作成していたと
しても、その遺言は法律上の効果を生じませ
ないです。1つの方法としては、最近日本でも認められる
ようになった遺言信託で、遺産を信託管理人
の管理の下、ペットのために遺産を利用して
もらうという形です。ただ、新しい制度で事例も
少ないため、いろいろと課題となることも多い
と言われています。法的な問題はともかく、や
はり最大の問題は、ペットの面倒をみてくれる
信頼できる人(または団体)がいるかどうか、
なのかもしれません。何はともあれ、皆様にと
って、ワンダフルな1年になることをお祈り申
し上げます。
小林直己

相続手続・遺言
生前贈与・保険
不動産の名義変更
等のお悩みに...

相続手続支援センター® 静岡

静岡 静岡市駿河区中田 4-2-6 あっとわん飛翔2階
浜松 浜松市中区元城町 219-21 元城町第1ビル7階
沼津 沼津市大岡 877-6 イワサキ経営ビル

「無料相談」
ご予約
受付中!



サンキュー 脳み 支援
0120-39-7840



◆定期購読をご希望の方はご連絡ください。